

大都市圏バイヤー個別商談会事業委託業務に関する質問及び回答

(令和4年3月14日現在)

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書2P ④商談会の開催	「商談会の開催回数は8回以上とすること」とあるが、例えば同日に8バイヤーを招集した商談会を1回開催した場合はどのような扱いになるか。	1回の商談会につきバイヤーは1社としているため、同日に8バイヤーを招集した商談会を開催することは想定しておりません。
2	仕様書2P ④商談会の開催	「必要に応じて、ウェブ会議システム等を使用するオンライン型の商談会を開催すること。」とあるが、基本的には商談会は対面型を想定しているのか。	基本的には対面型の商談会を想定しています。